

路上喫煙の禁止等に関する条例の考え方（案）に関するパブリックコメント実施結果

○案件名

路上喫煙の禁止等に関する条例の考え方（案）

○意見提出期間

平成19年11月20（火）～平成19年12月20日（木）まで

○意見提出者数

- ・提出者（団体）人数 56名
- ・提出方法別意見提出者数

提出方法	人（団体）数
窓 口	3人
ホームページ	11人
郵 送	28人
ファクシミリ	14人

○意見総数 135件（類似の意見は、まとめさせていただきました）

路上喫煙の禁止等に関する条例の考え方（案）の各項目に対する意見と、北区環境審議会の考え方以下のとおりです。

◆1、目的

6件

No.	意見の概要	件数	審議会の考え方
1	同意する。	1	ありがとうございます。
2	危険、路上汚染の点から賛成。	1	
3	吸い殻の散乱や火傷の被害の防止だけでなく、「受動喫煙の防止」も記述すべきである。	2	「火傷等の被害」に含まれるものと考えています。
4	たばこの煙による不快感を訴える人も多いので、その旨も付け加えて欲しい。	1	
5	路上喫煙によるたばこの吸い殻の散乱、火傷等被害が発生しているという、制定に至る経緯を示し、喫煙者の理解を得られるようにしたほうが望ましい。	1	多くの人の理解を得られるよう簡潔な文章としました。

◆2、定義

5件

No.	意見の概要	件数	審議会の考え方
6	ほぼ同意する。	1	ありがとうございます。
7	「路上喫煙」は、「自転車等の乗車	1	「自転車等」に含まれると考えています。

	中を含む」とするだけでなく、原動機付自転車や身体障害者用車椅子の乗車中も含まれることを明示したほうが望ましい。		
8	喫煙する行為だけを路上喫煙とすると、「火のついたたばこを持っていただけだ」などの言い逃れを招くことになりかねないので、火のついたたばこを所持する行為を喫煙に含めたほうが望ましい。	1	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。
9	「区民等」は、「区民」と「等」に含まれる者の定義を分けたほうが分かりやすい。	1	この表現で、ご理解いただけるものと考えます。
10	「公共の場所」は、北区の特性に応じ、「河川敷」を加えたほうが望ましい。	1	ご指摘を踏まえ、加えさせていただきます。

◆ 3、区の責務

3件

No.	意見の概要	件数	審議会の考え方
11	同意する。	1	ありがとうございます。
12	施策に「支援」も例示に加えたほうが望ましい。	1	「助言その他」に含まれると考えています。
13	マナー啓発運動は必要である。	1	ご指摘のとおりと考えております。

◆ 4、区民等の責務

2件

No.	意見の概要	件数	審議会の考え方
14	区民が、区等の施策に協力するというだけでなく、自ら快適な町を作る自覚を促すという考え方が望ましい。	1	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。
15	区及び関係行政機関が実施する施策に対する協力は、条例の目的を達成するためであることを明示したほうが望ましい。	1	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。

◆ 5、事業者の責務

3件

No.	意見の概要	件数	審議会の考え方
16	事業者が、区等の施策に協力するというだけでなく、自ら快適な町を作る自覚を促すという考え方が望ま	1	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。

	しい。		
17	区及び関係行政機関が実施する施策に対する協力は、条例の目的を達成するためであることを明示したほうが望ましい。	1	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。
18	道路に面した場所に灰皿を設置している土地所有者に対し、撤去を要請するような場合における根拠のため、「土地所有者の責務」を別の条文として加えたほうが望ましい。	1	私有地における灰皿については、公共の場所ではないので、規制の範囲外と考えております。

◆6、関係行政機関の責務

3件

No.	意見の概要	件数	審議会の考え方
19	区民のモラルの向上を図るよう努力するという内容にして欲しい。	1	ご意見として、承りました。
20	関係行政機関の責務は、「協力するよう努めなければならない」との努力義務ではなく、区民等や事業者に対すると同様に、「協力しなければならない」と義務を課すべきである。	2	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。

◆7、歩行喫煙等の禁止

9件

No.	意見の概要	件数	審議会の考え方
21	区民等は、公共の場所での喫煙及び吸い殻の投棄をしてはならないという主旨にして欲しい。	1	受動喫煙などの被害が考えられる人が多く集まる地域を、路上喫煙禁止としたいと考えています。なお、「公共の場所で、たばこの吸い殻を捨ててはならない」と記述しております。
22	一ヶ所に留まっても、周囲に受動喫煙を強いることには変わらないので、区内全域を、路上喫煙禁止として欲しい。	3	受動喫煙などの被害が多くなる、人が多く集まる地域を、路上喫煙禁止としたいと考えています。
23	歩行喫煙は、歩行者の多いところでは避け、携帯灰皿を使用すべき。	2	携帯灰皿を使用しているも、歩行喫煙は火傷の被害のおそれがあるので、区内全域の、公共の場所で禁止しようと考えています。
24	歩行中、自転車乗車中の喫煙は、危険を伴うため、禁止することは仕方がない。	2	ご指摘のとおりと考えております。

25	3段階の規制となっているが、各地域での規制内容がまちまちで、分かりにくい。例えば、歩行喫煙と路上喫煙との違いも分かりにくく、混乱を招くことが予想できる。区内全域で、路上喫煙を禁止し、指定した地域での路上喫煙に対しては、罰則を適用することもあるとの立場で臨むのが良いと思う。	1	歩行喫煙は、危険度が高く、区内全域で禁止としました。人が多く集まる地域は、立ち止まっただけの喫煙でも、他者への被害のおそれが大きく、路上喫煙禁止としました。その中で、特に人が多く集まる地域では、規制を強化し、過料を徴収できるようにと考えました。地域の区分については、広報、キャンペーン等十分な周知が必要と考えています。
----	--	---	---

◆ 8、路上喫煙禁止地域等

70件

(喫煙場所)

(43件)

No.	意見の概要	件数	審議会の考え方
26	商店会や町会の要請を受けて喫煙場所を設置する仕組みにする必要がある。	1	喫煙場所を指定する際は、地域住民の理解を得よう努力すべきであると考えます。
27	路上喫煙禁止地域、重点地域内でも、各商店等が灰皿を設置した場所での喫煙は認めるべきである。	8	私有地に設置された灰皿の周辺であっても、公共の場所での喫煙は、規制の対象と考えています。
28	駅前など、公共の場に喫煙場所を設置したほうが良い。	23	路上喫煙禁止地域内で、区長が必要と認める場所には、喫煙場所を指定することができることとしています。
29	禁止区域内に喫煙場所を設けては、受動喫煙の被害が減らせない。喫煙場所を区が設けることはやめるべきである。	4	喫煙者への配慮と、歩行喫煙、ポイ捨ての防止の面から区長が必要と認める場所には、喫煙場所を設けることが適当と考えています。
30	喫煙場所を指定する場合は、空気清浄機を備えた喫煙室とし、地域住民の同意を得ることを条件とすべきである。	4	経費、場所の面などから総合的に考えるべきであると考えます。
31	喫煙場所の指定については、別の条文とすべきである。	1	ご意見として、承りました。
32	豊島区と同様に、商店街を対象に、灰皿の「里親制度」を取り入れたら良いと思う。	1	施行後に検討すべき内容と考えます。
33	灰皿のある場所でも、周りにたばこのポイ捨てが目立つ。	1	喫煙場所を指定する際は、灰皿とその周辺の清掃も配慮するべきであると考えます。

(その他)

(27件)

No.	意見の概要	件数	審議会の考え方
-----	-------	----	---------

34	区公園内に灰皿が設置されており、子どもやその親が受動喫煙してしまう。路上だけでなく公園内も禁煙にして欲しい。	1	公共の場に公園も含まれますので、路上喫煙禁止地域内の公園は、喫煙禁止となります。
35	指定地域の解除については、後退につながるのではないでもらいたい。	1	飛躍的に改善された場合や、なんらかの理由で必要がなくなった場合を想定しています。
36	十条銀座商店街振興組合では、この条例の考え方に賛成し、その施策に協力していきたいと考える。当組合のアーケード内の路上喫煙禁止を目指すこととなった。当組合のアーケード内を重点地区に指定して欲しい。	1	具体的な指定地域の選定については、今後の検討となります。
37	駅周辺、繁華街等、人が多く集まる所は、路上喫煙禁止地域にして欲しい。	6	
38	駅周辺や商店街に範囲を限定し、取締りを徹底するべきである。	1	
39	高齢者、障害者、子どもに配慮し、交通バリアフリー基本構想に定める重点整備地域と特定経路、都市計画公園・緑地は、禁止区域に指定して欲しい。	1	
40	喫煙禁止地域は、極力、多くして欲しい。	1	
41	駅周辺だけでなく、商店街や幹線道路沿いも禁止地域として欲しい。	1	
42	地下鉄王子神谷周辺の路上禁煙を徹底して欲しい。	1	
43	王子、上中里、堀船の各駅周辺 200メートル程度を路上禁煙地域として欲しい。	1	
44	架橋、陸橋、地下道での路上喫煙は、避けて通行することができず、迂回も困難なことから、喫煙禁止の対象として欲しい。	1	
45	路上喫煙禁止地域に、地図、標識板、路面標識などにより周知を徹底させるべきである。	3	ご指摘のとおりと考えております。
46	区内全域を路上喫煙禁止とするこ	3	ご指摘のとおりと考えております。

	とは賛成できない。		
47	重点地域では罰則が適用される可能性があるため、十分な周知が必要となる。周知に関する規定を設けるほうが望ましい。	1	十分な周知は、必要であると考えています。
48	指定地域以外では、実効性が弱いと推測される。	1	条例制定の周知を徹底することによって、指定地域外の地域にも波及効果があると考えています。
49	取締りを継続的に実施して欲しい。	1	指導員の巡回、キャンペーンの実施など、継続的な取り組みが重要であると考えています。
50	路上喫煙禁止地域内でのたばこの販売禁止、自動販売機を撤去して欲しい。	1	本条例で、規制すべき内容ではないと考えます。
51	路上喫煙禁止地域の指定は賛成するが、それ以前に、自転車の駐輪問題の解決を急務とすべきである。	1	ご意見として、承りました。

◆ 9、過料

16件

No.	意見の概要	件数	審議会の考え方
52	過料をとるべきでない。区民を信頼し、良識に訴えることが大切である。	5	抑止効果として過料規定は必要であるが、区民等への啓発活動が大切であると考えています。
53	過料を設けることは、単なるマナー啓発としておいて欲しい。	1	
54	施策のための、人件費、宣伝費などをまかなうためにも、段階を踏む必要があるかもしれないが、過料の徴収は適切である。	1	抑止効果として過料規定は必要であるが、区民等への啓発活動が大切であると考えています。
55	過料は、もっと高くてもよい。	1	
56	実際運用するかは別として、重点地域だけでなく、禁止区域ではすべて過料を適用できるようにすべきである。	1	過料は、重点地域での規定とし、これによる他の地域への波及効果を期待しています。
57	1万円という高額な過料を科すことには反対する。	2	他区の徴収実態等を考慮して、修正させていただきます。
58	過料を規定することは賛成だが、路上喫煙で1万円は、多すぎる。実際に徴収する金額を規定するべきである。	2	

59	条例を知らずに喫煙した人から、過料を取るの主旨が違ふと考える。	1	キャンペーン、路面表示、広報など、周知を徹底させる必要があると考えています。
60	喫煙場所での喫煙は、過料の対象とはならないことを明示すべきである。	1	喫煙場所の指定は、そのような意味を含んでおります。
61	暴言を吐いたり、逃げてしまう悪質な者には、危険犯として刑事罰を課す条文を加えるべきだと思ふ。	1	刑事罰は、実効性に課題があり、過料規定や、マナーアップ啓発などで解決していくべきだと思ふ。

◆その他

18件

No.	意見の概要	件数	審議会の考え方
62	喫煙者が、マナーを守り、吸う人、吸わない人の共存できる社会づくりの一助となる条例にするべきである。	4	喫煙場所を指定するなど、喫煙者にも配慮したものとしました。
63	一気に禁止とするようなことには反対する。たばこを吸う人はだめという発想はやめて欲しい。	1	
64	「路上喫煙の禁止」この運用に人間の暖かさを取り入れて欲しい。	1	
65	喫煙者と非喫煙者が存在するが、片方の意見が正当化され、施策が当然のように決定してしまうことに少々違和感がある。だが、施策については昨今の状況もあり仕方のないことと思っている。	1	
66	早急に実施して欲しい。条例施行後は、厳重に取り締まりして欲しい。	3	制定後、ある程度の周知期間を経てからの実施が好ましいと考えています。
67	たばこを廃絶すれば解決すると思ふ。	1	区の条例で、規制するべき事項ではないと考えます。
68	たばこの自販機を減らしたほうが良い。	1	
69	喫煙者のマナーを厳守した条例にするか、現状のままで徹底した指導を実施して結果をさらに検討して次のステップへ進むべきかを検討したほうが良い。	1	ご意見として、承りました。
70	注意喚起、監視などの運用面をしっかりとやって欲しい。	1	制定された条例が、効果を発揮するよう、継続的な取り組みが必要であると考えます。
71	施行開始時は、キャンペーン等が必	1	ご指摘のとおりと考えております。

	要と思われる。		
72	区民等への周知が、重要となる。できるだけ金をかけずに、周知徹底する方策を検討すべきである。	1	
73	効果を高めるためには、指導員の密度を高める必要がある。	1	費用対効果を考慮しながら、実施すべきであると考えます。
74	たばこを販売している事業者に対して、「路上喫煙禁止」の表示を義務付けるなどして、周知の徹底につとめて欲しい。	1	周知については、様々な方法で、徹底すべきであると考えています。